介護職員処遇改善加算金·介護職員等特定処遇改善加算金 配布方法について 2020.7月 株式会社アニスト

今期より、表記の加算金について、下記の考え方で分配を行います。



① 介護職員処遇改善加算金

事業所の介護報酬に応じて入る加算金を、**当該事業所の介護士(介護サービス従業者)**で分 配する。



介護職員処遇改善加算金

(事業所の介護報酬に応じて会社に支払われます)

毎月の給与で支払い分

(時給の一部・各種手当の一部)

年4回に分けて分配する分

(当該事業所に従業した介護職員(介護サービス従業者) で分配をする)

*勤務時間数・土日祝日の出勤回数・勤怠評価(欠勤の回数やタイムカード打刻ミスの回数等)・自己評価と企業評価を元に、算出します。

*他事業所から応援でサービス介入してくれた職員にも、 応援勤務時間数に応じて、応援先の事業所からお支払いします。

② 介護職員等特定処遇改善加算金

事業所の介護報酬に応じて入る加算金を、**当該事業所の職員(介護士・施設サービス員・管** 理者・事務員)で、一定の分配比率に沿うように分配する。



介護職員等特定処遇改善加算金

(事業所の介護報酬に応じて会社に支払われます) *年4回に分けて分配する。

*分配比率については、カテゴリーI: II: IIが

4:2:1 を満たすようにする

カテゴリー I	カテゴリーⅡ	カテゴリーⅢ
・エリアマネジャー	・サービス提供責任者	・管理者
・施設長	·介護士(常勤·非常勤)	・施設サービス員
・サービス提供責任者		·事務員